

Contents ▶

- 1 大学教育開発センターの意義と役割 2 大学教育開発センター規程 3 組織とスタッフ
4 センターの主な事業予定 5 解説シリーズ①：大学設置基準の改正とFD義務化 6 第1回 学内シンポジウム

1 大学教育開発センターの意義と役割

大学教育開発センター長
佐藤東洋士 学長

1991年の大学設置基準の大綱化以降、本学はいち早く21世紀の大学像を探って、教育機関としての構造改革・改編に取り組んできた。また、設置基準大綱化時には努力目標であった自己点検自己評価が、認証評価団体による外部評価となり7年に一度は受審をすることが義務化された。評価風土、評価文化が存在しなかった我が国の大学も国際化の中で、社会に対する説明責任と待たなしで取り組まなければならない状況になっている。以後、特に教学部門の学士課程への新たな取り組みについては、それなりに成果はあげつつあることも確認できる。といっても教学に関する評価は二分されている事実もあるのではないか。どうも高く評価しているのは大学人だけのようで、世間一般からは「大学は学生のためにと標榜しているが、実際は大学自体の管理・運営上の都合、つまり大学教職員のための改革であるにすぎない」との厳しい評価もあることを認識する必要がある。

本学も大学教育の本来あるべき教育・研究のあり方を追求してきた結果、2007年度から全学を揚げての学部制から学群制への移行、リベラルアーツ・スクールとプロフェSSIONAL・スクールの区分の明確化という形で、本格的な学士課程教育への移行が実現した。この改革の意味するところは、高等教育機関として社会の負託に応えることができ、つまり教育・研究の基礎から専門分野、つまり今日言われるところの「学士力」向上を意図した構造改革への大きな一歩を踏み出したものと確信している。

次の大きなステップとして、この構造改革に命を吹き込み、教育研究の両面でグローバルなモビリティを可能とさせる大学として、更なる発展と展開に取り組む必要がある。それには教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な取り組みが不可欠であり、そのための組織的な研修及び研究（FD/SD）を支援・推進することが肝要である。

大学教育開発センターとして、1) 教育の質的向上に向けて諸施策の調査・研究開発、2) FD及びSDの企画・立案、3) 認証評価に関すること、を想定している。そして、これらの事業を円滑に進めるため、大学の教員職、事務員職が広く参画する。1) 調査・研究開発、2) FD・SD、3) 情報評価・分析（IR）の3部門を置いている。

今後、全学的協同作業を通して、本学の教育研究活動の状況を明らかにし、大学内外、国内外の理解と支持を得て質の高い、評価に耐えうる取り組みとしていただくことを期待している。

2 大学教育開発センター規程

平成20年5月20日制定

(設置)
第1条 桜美林大学(以下「本学」という。)に、大学教育開発センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)
第2条 センターは、本学の授業(大学院にあつては研究指導を含む。)の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を支援・推進すること、及び本学の教育研究活動等の状況を明らかにして、広く国内外の理解と支持を得るための諸施策を支援・推進することを目的とする。

(事業)
第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 教育の質的向上に向けた諸施策の調査・研究開発に関すること
(2) ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)及びスタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)の企画・立案に関すること
(3) 認証評価に関すること
(4) その他センターの目的達成のために必要な事業

(組織)
第4条 センターに、前条の事業を円滑に進めるため、次の部門を置く。
(1) 調査・研究開発部門
(2) FD・SD部門
(3) 情報評価・分析(IR)部門
2 前項の部門に、小委員会を置くことができる。

(構成員)
第5条 センターは、次の者をもって構成する。
(1) センター長
(2) センター次長
(3) 部門主任
(4) 研究員

(センター長)
第6条 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。
2 センター長は、学長が委嘱する。
3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 センター長は、その職務の一部を本学の他の専任教職員に代行させることができる。

(センター次長)
第7条 センター次長は、センター長を補佐する。
2 センター次長は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
3 センター次長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部門主任)
第8条 部門主任は、部門を統括する。
2 部門主任は、次条で定める研究員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
3 部門主任の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員)
第9条 研究員は、本学の専任教職員の中から、センター長の推薦に基づき、当該教職員が属する組織の長の同意を得て、学長が委嘱する。
2 研究員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、センターに、専任の教授、准教授、講師、助教、助手を置くことができる。

(客員研究員)
第10条 センターに、客員研究員を置くことができる。
2 客員研究員については、別に定める。

(補助研究員)
第11条 センターに、補助研究員を置くことができる。
2 補助研究員は、本学大学院生又は本学大学院を修了した者の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
3 補助研究員の任期は、2年以内とする。

(センター会議)
第12条 センターに、センター会議を置き、センターの運営その他必要な事項を審議する。
2 センター会議は、センター長が招集し、その議長となる。
3 センター会議は、第5条に定める者をもって構成する。
4 センター長は、必要があると認めるときは、関係の教職員及び学外有識者等にセンター会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(規程の改廃)
第13条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て行う。

附則 この規程は、平成20年5月28日から施行する。

3 組織とスタッフ

◎センター長

佐藤東洋士
理事長・学長

大越 孝
大学管理・運営担当副学長

◎センター次長

武村 秀雄
大学アドミニストレーション研究科 教授

◎研究員

調査・研究開発部門

馬越 徹* (大学アドミニストレーション研究科 教授)
井下千以子 (基盤教育院 教授)
鳥井 康照 (基盤教育院 専任講師)
中島 吉弘 (リベラルアーツ学群 准教授)
岩野 英隆 (総務部 人事課 係長)

FD・SD部門

館 昭* (大学アドミニストレーション研究科 教授)
吉田 恒 (教職センター 教授)
堀 潔 (リベラルアーツ学群 教授)
松久保暁子 (基盤教育院 助教)
松ノ下昭人 (教務部 教務課)

情報評価・分析(IR)部門

鈴木 克夫* (大学アドミニストレーション研究科 准教授)
掛川 真市 (ビジネスマネジメント学群 教授)
野坂 尊子 (健康福祉学群 専任講師)
須賀 紀弘 (総合企画室 理事長・学長室 係長)
寺田 洋一 (情報システム部)

(*は部門主任)

◎補助研究員 橋爪 孝夫 (大学教育開発センター 補助研究員)

4 センターの主な事業予定

調査・研究開発部門	FD・SD 部門	情報評価・分析 (IR) 部門
<ul style="list-style-type: none">研究プロジェクト 1研究プロジェクト 2センター年報の発行HP 作成・管理	<ul style="list-style-type: none">全学の FD・SD 企画・実施モニターFD・SD 講演会・セミナー企画授業評価アンケートセンターニュースの発行Teaching Tips・教授法企画	<ul style="list-style-type: none">大学基準協会の認証評価対応桜美林大学データブック(仮称)の作成自己評価報告書作成準備HP 作成支援

5 解説シリーズ①：大学設置基準の改正と FD 義務化

大学設置基準の改正(2007年7月公布、2008年4月施行)に伴い、従来は努力義務とされていた FD (Faculty Development) の実施が大学(学士課程)において義務となった。大学院では、2007年4月から施行されている大学院設置基準の改正により、学士課程に先駆けて FD が義務化されている。

本学では、こうした法令の如何にかかわらず各教育組織において様々な FD 活動を行ってきたが、今後は大学としての組織的な FD 実施が求められる。本ニュースレターでは、そのために必要な基礎的な知識の解説を試みることであり、その第一段階として、今回は FD 義務化の経緯をまとめ、FD が大学設置基準や中央教育審議会などでどのように扱われているのかを説明する。

1. 中教審「21世紀答申」と FD 努力義務化

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」(1998)を受け、1999年に改正された大学設置基準によって FD の実施が努力義務となった。

「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。」(「大学設置基準」第25条の2、1999)

その後、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」(2005)の用語解説では、FD について次のように説明している。

「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任

教員のための研修会の開催などを挙げることができる。」(「我が国の高等教育の将来像」、2005)

2. 「新時代の大学院教育」答申と FD 義務化

大学院設置基準の改正に伴い、2007年から大学院における FD の実施が義務化されたが、それよりも前に、制度創設に伴い 2003年3月に制定(4月施行)された「専門職大学院設置基準」により、専門職大学院は FD が義務化された形で出発した。

「専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」(「専門職大学院設置基準」第11条、2003)

その後の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(2005)では、人社系大学院の中の専門職大学院の FD について、「優れた実務家を大学教員として活用することが不可欠だが、その際には、専門職大学院の教員として必要な教授能力等を身に付けるための研修の機会を充実するなどの工夫が必要である。」と述べ、実務家教員のための研修の必要性を提唱している。

また「新時代の大学院教育」では、専門職大学院を含め、大学院における FD を次のように提唱している。

「それぞれの大学院教育の現場における教育研究の特色、創造性等が阻害されることのないよう留意しつつ、各大学院における課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修(ファカルティ・ディベロップメント(FD))を実施することが必要である。」(「新時代の大学院教育」、2005)

この答申を受けて、「大学院設置基準」第14条の3で「大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と明記され、大学院におけるFDが義務化された。このように、大学院では教育研究の特色や創造性を重視しつつも、授業に加えて研究指導の内容及び方法の改善を図るための取り組みを行わなくてはならない。

3. 「学士課程教育」（審議のまとめ）とFD義務化

学士課程におけるFDは、中央教育審議会が提出した「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」（2008年2月）を受けて、2008年4月1日から施行されている現行の大学設置基準の「教育内容等の改善のための組織的な研修等」という項目で、次のように規定されている。

「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」（「大学設置基準」第25条の3、2008）

先ほど挙げた1999年の大学設置基準では「……実施に努めなければならない」とされていたが、現行の大学設置基準では「……実施するものとする」と明記されていることから、FDの実施が努力義務から義務へと変わったことわかる。またこの条文からわかることは、FDを実施する主体は大学であり、FDは大学が主体となって、組織的に実施すべき取り組みだということである。

このように、現行の大学設置基準では、FDは「授業の内

容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」とされているが、「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」（2008）の用語解説では、FDについて次のように述べている。

「FDの定義や内容は、論者によって様々であり、単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には教育活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとして用いられる場合もある。」（「学士課程教育の構築に向けて」、2008）

先に挙げた「我が国の高等教育の将来像」（2005）の用語解説や、上記の「学士課程教育の構築に向けて」でも言及されているように、FDは大学設置基準で規定されている「授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究」に限らず、広義に解釈される場合もある。

【答申・データ等】

中央教育審議会大学分科会 . 2008.

「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」文部科学省 .
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/080410.htm)

中央教育審議会 . 2005.

「我が国の高等教育の将来像（答申）」文部科学省 .
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)

中央教育審議会 . 2005.

「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて（答申）」文部科学省 .
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501.htm)

（松久保 暁子・館 昭）

6 第1回 桜美林大学 大学教育開発センター 学内シンポジウム

これからのFD・SDとは —桜美林の戦略を考える—

日 時 2008年10月31日(金) 14:00-17:00 会 場 桜美林大学 町田キャンパス 荊冠堂チャペル

○プログラム

- | | | | |
|------|-------------------------|---------|-----------------|
| 学長挨拶 | 「センター発足と、FD・SD」 | 佐藤 東洋士 | センター長、本学学長 |
| 特別講演 | 「FDとSDをどう捉えるか」 | 寺崎 昌男 | 立教学院本部調査役、元本学教授 |
| 調査報告 | 「本学におけるFD現状調査—中間報告」 | FD・SD部門 | |
| 事例報告 | 「FDの現状と課題—リベラルアーツ学群の取組」 | 大道 卓 | リベラルアーツ学群長 |
| まとめ | 「SDの現状について」 | 田中 利幸 | 総務部 人事課長 |

【司会】館 昭 (FD・SD部門主任)

編集発行：桜美林大学 大学教育開発センター

〒194-0294 東京都町田市常盤町 3758 桜美林大学 其中館 1階 101 TEL.042-797-6724 (内 3250)

E-mail : fdcenter@obirin.ac.jp Web : <http://www.obirin.ac.jp/ri/fdcenter/>